

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年7月3日

| | |
|---------|------|
| 香川県監査委員 | 宮本欣貞 |
| 同 | 都村尚志 |
| 同 | 鍋嶋明人 |
| 同 | 仲山省三 |

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|------------------------------|------------|
| 斯道学園 | 平成21年4月10日 |
| 子ども女性相談センター (西部子ども相談センター) | 平成21年4月14日 |
| 保育専門学院 | ” |
| 障害福祉相談所 | ” |
| 川部みどり園 | ” |
| 中讃保健福祉事務所 | 平成21年4月15日 |
| 食肉衛生検査所 | ” |
| 東讃保健福祉事務所 | 平成21年4月17日 |
| 西讃保健福祉事務所 | ” |
| 精神保健福祉センター | 平成21年4月24日 |
| 障害福祉課 | 平成21年5月8日 |
| 医務国保課 | 平成21年5月13日 |
| 薬務感染症対策課 | ” |
| 生活衛生課 | ” |
| 長寿社会対策課 | 平成21年5月19日 |
| 健康福祉総務課 | ” |
| 子育て支援課 | 平成21年5月20日 |
| 保健医療大学 | 平成21年6月10日 |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

物品の納入について、不適正な会計処理があった。(中讃保健福祉事務所)

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

児童保護措置費等の徴収金の一部について、滞納者からの口頭による申出により分割納入を

認めているが、分割納入については誓約書の書面を徴する必要がある。（子ども女性相談センター（西部子ども相談センター））

イ 証紙収納について

(ア) 証紙の消印について、日付を訂正しているにもかかわらず、訂正印が押印されていないものがあつた。（薬務感染症対策課）

(イ) 許可申請等に係る手数料の証紙収入について、証紙の消印が漏れているものがあつた。（長寿社会対策課）

ウ 超過勤務手当等の支給について

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が確認されているにもかかわらず、支給されていないものがあつたので、追給する必要がある。（子ども女性相談センター（西部子ども相談センター））

(イ) 休日給について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（川部みどり園）

エ 旅費の支給について

(ア) 旅費の支給について、旅行雑費の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（障害福祉課）

(イ) 旅費の支給について、自家用車を利用した場合の車賃の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（医務国保課）

オ 契約について

(ア) 庁舎清掃業務の入札に係る最低制限価格について、公告の事務手続きに不備があつた。（東讃保健福祉事務所）

(イ) 福祉施設に係る指定管理について、年度終了後に事業報告が提出されていたが、包括協定に基づく承認を行っていないものがあつた。（障害福祉課）

(ウ) 震災時用医薬品に係る業務委託について、要綱に基づく報告書を提出させていないので、履行確認をする必要がある。（薬務感染症対策課）

カ 郵便切手類受払簿等について

米ギフト券について、受払簿を作成するとともに、現物確認を実施する必要がある。（斯道学園）